

大分県リサイクル製品認定制度

1. 制度の概要

1 制度の目的

大分県では、廃棄物の有効活用及びリサイクル産業の育成を推進することにより、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めるものを大分県リサイクル認定製品として認定し、認定製品の利用促進を図っています。

2 認定対象製品

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- 大分県グリーン購入推進方針に定められた調達品目のうちリサイクル製品である品目、及び大分県リサイクル製品利用推進要綱に定める品目であること。
- 現在、県内で販売されているもの、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実なものであること。
- 県内で製造されるリサイクル製品で、原則として県内で発生する廃棄物等を使用したものであること。
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されていること。
- 廃棄物の減量、再生利用の推進に効果を有すると認められるものであること。
- 大分県リサイクル認定製品認定基準に適合していること。

3 これまでに認定された製品

これまでに認定を受けた製品は**346製品（平成30年3月末現在）**で、溶融スラグを使用したコンクリート2次製品やがれき類を使用した再生舗装材等の土木製品が大半を占めています。

4 認定製品のメリット

- ・大分県が行う事業等で優先的に使用するよう努めます。
- ・市町村へも優先的に使用するよう呼びかけます。
- ・認定製品はパンフレット、県のホームページへの掲載などで県民や事業者の方々への使用普及に努めます。

2. 申請の手続きについて

1 申請受付期間

平成30年度

平成30年7月2日（月）～8月31日（金）

（事前相談は随時行っています。）

2 申請窓口

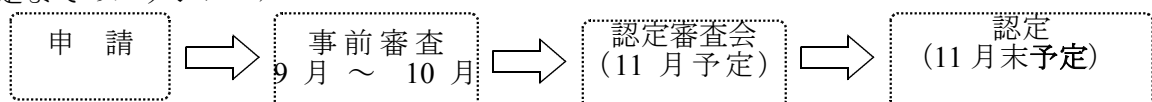
大分県生活環境部 循環社会推進課 資源化推進班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（別館5階）

電話 097-536-1111（内線3126） / 097-506-3126（直通）

FAX 097-506-1748 / E-mail: a13410@pref.oita.lg.jp

3 認定までのスケジュール



※申請件数により多少の変更はあります。

4 申請書類

①大分県リサイクル製品認定申請書

第1号様式により申請書を作成し、1部提出してください。

様式はホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

②添付書類等

- ・商品見本
- ・製品の製造フロー図等製造工程
- ・認定基準に適合していることを証する書類（製品検査結果書等）
- ・会社案内、パンフレット類
- ・申請者が法人の場合は登記簿謄本
- ・要綱第3条第2項第2号に該当するものである（暴力団等と密接な関係でない）旨の誓約書

5 審査について

○申請書の提出時に、記入や添付書類等に漏れがないことを確認して収受します。

県の担当者へ電話連絡のうえ、申請書類を持参してください。

（郵送による申請は受け付けておりません。）

○申請されたリサイクル製品を製造する事業場の現地確認を行います。

○審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

○学識経験者等からなる大分県リサイクル認定製品認定審査委員会において審査を行います。また、必要に応じてヒアリングを行います。

○審査結果に基づき、知事が認定の可否を決定します。

6 認定証交付及び認定期間

①大分県リサイクル認定製品として認定された際は、交付式において認定証を交付します。

②認定の有効期間は、認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までです。

有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、更新申請することができます。

7 認定マーク

「大分県リサイクル認定製品」として認定された場合、右記のマークを製品に表示することができます。



8 変更届

認定製品の申請事項に変更が生じた場合は、30日以内に届け出てください。

- ・大分県リサイクル認定製品変更届出書（第3号様式）

9 認定の取消し及び取下げ

①次の事項に該当するときは、認定を取り消すことがあります。

- ・認定製品が認定要件に適合しなくなったとき
- ・認定製品に変更が生じた際に、30日以内に届出をしなかったとき
- ・認定基準の適合状況等に関して、報告を行わなかったとき
- ・事業場等への立入検査を拒んだとき

なお、認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うことになります。

②認定製品の製造を中止したとき、または認定継続の意志を失ったときは、速やかに取下げの届け出を行ってください。

- ・大分県リサイクル認定製品取下届出書（第4号様式）

10 認定事業者の責務

リサイクル製品認定基準適合状況等報告書の提出（1回／1年）。

3. 認定対象品目

認定の対象となる製品は、大分県グリーン購入推進方針（※1）に定められた調達品目のうちリサイクル製品（※2）である品目及び下記【別表1】（※3）に定める品目です。

- （※1） 詳しくは県庁ホームページ「大分県におけるグリーン購入の取組」
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13020/greenk.html> をご参照ください。
- （※2） 紙製品 文具類 事務用機器類 制服・作業服 インテリア・寝装寝具類
 作業手袋その他繊維製品

（※3）【別表1】

- 1 廃プラスチック再生品（擬木、プランター、車止め、パレット等）
- 2 木材等を使用した木製品（くい、標識・看板、フェンス、プランターボックス、隔壁パネル等）
- 3 再生材料を使用したタイル・ブロック・レンガ（陶磁器質タイル、コンクリートブロック、インターロッキングブロック、普通レンガ等）
- 4 再生舗装材（再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物等）
- 5 緑化基盤材
- 6 肥料
- 7 その他、上記以外のもの（原則としてエコマーク認定制度の認定対象製品とする。）

4. 認定基準

【大分県リサイクル認定製品認定基準】

区 分	認 定 基 準 等
安全性への 配慮事項	次の基準を満たしたもの ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料として使用していないこと。 ※下記参照 イ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」に定める溶出量基準（※4）に適合していること。 ただし、以下に定める品目ごとの運用基準に基づき、上記基準項目のうち一部若しくは全部の省略及び他の検査項目を適用することができる。 なお、当該製品が現に（財）日本環境協会が定めるエコマークの認定を受け、該当するエコマーク商品類型の「環境に関する基準」に適合している場合は、これに代えることができる。
規格等	次のいずれかの規格に適合していること、又はこれに準じていること。 ア エコマーク認定基準 イ 日本工業規格（J I S） ウ 大分県グリーン購入推進方針で定める品目ごとの判断基準 エ 大分県土木工事共通仕様書 オ ア～エに該当する規格がない場合は、関連する業界等が定めた規格
その他	品目ごとに以下に定める率の廃棄物等を原材料として使用していること。

* 特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物）等

* 特別管理一般廃棄物

- ・PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等

【品目ごとの運用基準及び廃棄物等使用率】

1 廃プラスチック再生品

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>食品の容器、包装にあつては、食品衛生法の容器包装の規格基準に合致すること。</p> <p>なお、食品、化粧品等の容器、包装及び繊維製品にあつては、土壤環境基準は適用除外とする。</p>
廃棄物等使用率	<p>食品・化粧品等の容器、包装資材用フィルムにあつては、プラスチック再生樹脂を40%以上使用していること。</p> <p>繊維製品、園芸用品にあつては、プラスチック再生樹脂を50%以上使用していること。</p> <p>建築資材にあつては、プラスチック再生樹脂を70%以上使用していること。</p>

2 廃木材等を使用した木製品

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>未利用の木材のみを使用する場合を除き、製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材及び木質材料を原料として使用する製品にあつては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。なお、防腐、防虫、防かび等の木材保存剤を使用する場合は、(社)日本木材保存協会の認定を受けたものを使用すること。</p>
廃棄物等使用率	<p>製品に占める木質部の割合が70%以上であり、木質部分の原料は廃木材、建設発生木材または低位利用木材の配合率が100%であること。</p>

3 再生材料を使用したタイル・ブロック・レンガ

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	<p>製品又は原料の廃棄物等が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。</p>
廃棄物等使用率	<p>がれき類、廃ゴム、廃プラスチック類、廃ガラス、陶磁器くずを原料として使用する場合のうち、常温成形品にあつては60%以上、焼成品にあつては50%以上を使用していること。</p> <p>汚泥、焼却灰を原料として使用する場合にあつては、熔融スラグ化したものとする。</p> <p>スラグを原料として使用する場合には、JISに適合又は準ずるコンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグ、熔融スラグを素材とするもの）であつて、10%以上使用していること。</p> <p>コンクリート2次製品にあつては、コンクリート部に対して上記の配合割合を満たすこと。</p>

4 再生舗装材

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。 ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。
廃棄物等使用率	ガラスくず、陶磁器くず、がれき類、焼却灰を使用する場合は、再生路盤材にあつてはこれらを100%、再生加熱アスファルト混合物にあつてはこれらを50%以上使用していること。 焼却灰を原料として使用する場合は、熔融スラグ化したものであること。

5 緑化基盤材

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	未利用木材、剪定木、樹皮、刈草、家畜ふん、家禽ふんのみを使用する場合を除き、製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。 ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。
廃棄物等使用率	乾燥汚泥、樹皮等を70%以上使用していること。

6 肥料

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	未利用木材、剪定木、樹皮、刈草、家畜ふん、家禽ふんのみを使用する場合を除き、製品が、土壤環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。 ただし、これら以外の物質の溶出が懸念される場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。 なお、当該製品が肥料取締法に基づく普通肥料の登録をしている場合は、この限りでない。
廃棄物等使用率	乾燥汚泥、樹皮等を70%以上使用していること。

7 その他上記以外のもの

区分	運用基準等
安全性への配慮事項	原則として、(財)日本環境協会が定めるエコマーク商品類型(認定基準)の「環境に関する基準」に適合、又は準じていること。
規格等	原則として、エコマーク認定基準で定める「品質に関する基準」に適合、又は準じていること。
廃棄物等使用率	原則として、エコマーク認定基準で定める使用率に適合、又は準じていること。 ただし、1から6までの品目に類似するものである場合は、それぞれに定める廃棄物等使用率に準じること

8 大分県グリーン購入推進方針に定められた調達品目のうちリサイクル製品

1 紙類	コピー用紙 印刷用紙 衛生用紙	安全性への配慮事項及び廃棄物等の使用率は、グリーン購入推進方針に定める品目ごとの「判断の基準」に代える。
2 文具類		
3 機器類	いす、机等	
4 制服・作業服		
5 インテリア・寝装寝具	カーテン、カーペット等	
6 作業手袋		
7 その他繊維製品	ブルーシート等	

5. 添付書類等について

- ① 商品見本、若しくは製品の写真
持ち運びが困難な場合は最小のサンプル品、商品又はサンプル品の提出が困難な場合は、製品の写真を提出してください。
 - ② 製品の製造フロー図等製造工程
原材料の入手手段も含め、リサイクル製品が製造・加工されるまでの工程を具体的に記載してください。
 - ③ 認定基準に適合していることを証する書類（製品検査結果書等）
〔安全性への配慮事項〕
 - ・環境基本法第16条第1項の規定による「土壌の汚染に係る環境基準」に適合することを証明するもの。なお、品目ごとの適用基準に基づき、一部若しくは全部の省略及び他の検査項目を適用することができます。
〔規格等〕
 - ・以下のいずれかの規格に適合していること、又はこれに準じていることを証する書類等
ア：エコマーク認定基準
イ：日本工業規格（JIS）
ウ：大分県グリーン購入推進方針で定める品目ごとの判断基準
エ：大分県土木工事共通仕様書
オ：ア～エに該当する規格がない場合は、関連する業界等が定めた規格**<コンクリート二次製品に係る添付資料【例】>**
 - 製品図・製品寸法一覧表
 - 形状、寸法及び寸法の許容差
 - コンクリート配合設計（設計条件、使用材料、示方配合表、スラグ含有率）
 - 使用材料関係
 - ・骨材試験成績表 ・セメント試験成績表 ・混和剤試験成績書
 - ・骨材のアルカリシリカ反応の試験成績書
（無害であると判定されたもの以外を用いる場合はアルカリシリカ反応抑制対策）
 - ・塩化物含有量測定記録 ・圧縮強度管理記録
 - ・コンクリート用溶融スラグ細骨材試験成績書
 - 製品の検査成績表
（圧縮強度、曲げ強度等）試験結果
 - 製造工程図
 - 製品写真**【有筋の場合の追加資料】**
 - ・配筋及び配筋の許容差 ・鋼材試験成績書
- ※第三者の検査機関で実施した検査結果であること
写しを添付する場合は、申請時に原本を持参してください。
※試験成績書等は、申請書提出日の過去1年以内のものであること
- ④ 会社案内、会社パンフレット、製品パンフレット等
会社の組織、事業内容等がわかる会社案内等を添付してください。
製品のパンフレット、使用方法や施工方法を記入した説明書等があれば添付してください。
 - ⑤ 申請者が法人の場合は登記簿謄本
 - ⑥ その他
 - ・製造事業所付近の見取図
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を有する場合は、許可書の写し

◎ 申請に当たっては、「大分県リサイクル製品認定申請チェックリスト」
でご確認ください。

6. 申請書記載例

第1号様式

大分県リサイクル認定製品認定（更新）申請書

平成〇〇年 ●●月 〇日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

申請者

住 所 大分市〇〇町3丁目3-1

氏 名 〇△リサイクル工業株式会社

代表取締役 大分 太郎

TEL 097-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者職・氏名 製造部長 大分 次郎

印

大分県リサイクル製品利用推進要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、リサイクル認定製品の認定（更新）を申請します。

品 目 名	再生舗装材
製 品 名	再生路盤材 大分RC-40
販 売 価 格	1,300円/m ³
年間生産（販売）実績・予定量	（実 績）3,000m ³ /年 （予定量）3,500m ³ /年
製品のサイズ・重量	40mm~0mm 1.5t/m ³
製 造 所 名 称	〇△リサイクル工業（株）大分処分場
製 造 所 所 在 地	大分市大字△△△〇〇〇〇番地

製品の 原材料	廃棄物の 名称・発生場所 ・含有率 ・県内調達率	名称 がれき類 発生場所 大分市、別府市の工事現場 含有率 100% 県内調達率 100%
	その他参考事項	主要調達先については、別添資料に記載
主な仕様		別紙、骨材試験書に記載
製品として適合、若しくは 準拠している規格、基準 (エコマーク、JISを 取得している場合はそ 番号、その他規格の場 合はその名称)		ア：エコマーク認定基準 イ：日本工業規格(JIS) ウ：大分県グリーン購入推進方針で定める品目ごとの判断基準 エ：大分県土木工事共通仕様書 オ：ア～エに該当する規格がない場合は、その他関連する業界等が定めた規格 (エ)に適合 エコマーク() JIS規格(規格番号) その他規格() ()に準拠 その他規格()
製造・販売に 当たって関連する法令 の適合状況		関連法令の名称 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 適合状況等 法第14条に基づき、がれき類の処分業の許可を受け、許可基準を遵守。 産業廃棄物処分業：中間処理(破碎) 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇号
製品の品質・安全性への 配慮事項		・特別管理(一般・産業)廃棄物を原料として使用していない。 ・「土壌の汚染に係る環境基準」のうち、品目ごとの運用基準に定める項目に適合
製造に当たっての環境 保全上の配慮・効果		騒音対策：敷地境界に防音壁を設置。 振動対策：施設下に防振用のゴムマットを敷く。 粉塵対策：散水装置による散水で粉じん発生を防止する。
添付書類等		1 当該商品見本 2 当該製品製造フロー図 3 認定基準に適合していることを証する書類 4 会社案内・パンフレット等 5 法人にあっては登記簿謄本 6 大分県リサイクル製品利用推進要綱第3条第2項第2号に該当する者であることの誓約書

【誓約書 様式例】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名 ㊟

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。